

## 滋賀県情報通信業立地促進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 滋賀県情報通信業立地促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (趣旨)

第2条 知事は、情報通信業を営む事業者の県内への立地を促進し、県内経済の活性化および県民生活の向上に寄与するため、情報通信業の事業者が県内で新たに事業所等開設することに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報通信業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類に規定する情報通信業のうち、次に掲げる事業をいう。
  - ア 情報サービス業
  - イ インターネット附随サービス業
  - ウ ア、イに掲げるもののほか、県民および県内企業等のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進に資するものと知事が特に認めるもの。
- (2) 開設 県外事業者が新たに県内に事業所等を設置する場合をいう。
- (3) 常用雇用者 事業者が直接雇用する雇用者のうち雇用期間の定めのない者で、かつ、雇用保険および社会保険の被保険者資格を有している者をいう。
- (4) 操業 雇用の要件を満たしたうえで、事業者が開設した事業所等において事業活動を行うことをいう。
- (5) 北部地域 長浜市、米原市、高島市をいう。
- (6) DX 組織内部の文化や意識の変革を引き出しながら、デジタル技術を活用して、施策やビジネスモデルを新たに創出または柔軟に組み替えることをいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の対象者は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 県外事業者が新たに県内に事業所等を開設し、情報通信業の事業を営む者とする。
- 2 前項の対象者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
  - ア 県内事業所等において常用雇用者を3人以上有していること。
  - イ 滋賀県が実施する「中小企業への若者人材還流促進事業」へ参加すること。

### (補助対象経費、補助対象期間、補助率および補助限度額)

第5条 補助対象経費、補助対象期間、補助率および補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

### (事業認定の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請事業者」という。）は、新たな事業所等を開設する日の原則として30日前までに、事業認定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(事業認定)

第7条 知事は、前条の規定による事業認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、事業認定を行い、その旨を事業認定通知書（様式第2号）により、当該申請事業者あて通知するものとする。

(計画の変更等)

第8条 申請事業者は、前条の通知を受けた計画について、その内容を変更するときは、事業計画変更承認申請書（様式第3号）をあらかじめ知事に提出して承認を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微な場合はこの限りではない。

2 申請事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに事業中止等届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業を中止するとき
- (2) 第4条に規定する要件を満たせなくなったとき

3 知事は、前項の規定による届出があったときその他必要と認めるときは、当該申請事業者の事業認定を取り消すことができる。

(操業の開始)

第9条 申請事業者は、事業所等の操業を開始したときは、速やかに操業開始届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 知事は、規則第4条に規定する補助金の交付の決定を、申請を受け付けた日から30日以内に通知するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第12条 知事は、交付決定の通知を受けた事業者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、その交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則またはこの要綱に違反する行為があったとき。

(申請の取り下げ)

第13条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この日を繰り下げることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、その日から30日を経過した日、または補助事業を実施した次年度の4月10日までのいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた日から30日以内に、当該年度の補助金の

額の確定通知を行う。

(概算払等)

第 16 条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払いにより交付することができる。

(補助金に係る経理)

第 17 条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 18 条 補助事業者は、第 6 条に基づく事業認定申請書、第 8 条第 1 項に基づく事業計画変更承認申請書、第 8 条第 2 項に基づく事業中止等届出書、第 9 条に基づく操業開始届、第 10 条に基づく補助金交付申請書、第 14 条に基づく補助事業実績報告書および第 19 条に基づく操業状況報告書の提出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(遵守義務)

第 19 条 補助金の交付を受けた者は、操業開始日から起算して 5 年以上、事業所等に係る操業を継続しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、操業開始日から起算して 5 年間は、操業状況報告書（様式第 8 号）により操業状況を報告しなければならない。

3 知事は、補助金の交付を受けた者が第 1 項の規定に違反したときは、その交付決定の全部または一部を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(補助対象期間の特例)

第 20 条 補助事業のうち、次のいずれかに該当するものについては、当該年度の交付決定日を待たずに事業に着手し、当該年度において補助の対象とすることができる。

(1) 初年度に交付決定を受け、翌年度にかけて連続して事業を行うもの。

(2) 事業の性質等から事前に着手する旨届出があり、その内容についてやむを得ないと知事が認めるもの。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後の補助金について適用する。

付 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後の補助金について適用する。

付 則

1 この要綱は、令和 6 年 8 月 7 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後の補助金について適用する。

別 表 補助対象経費、補助対象期間、補助率および補助限度額

| 補助の区分   |  | 補助対象期間 | 補助額（率）                                   | 補助限度額      |
|---------|--|--------|--|------------|
| 区分      | 補助対象経費   |        |  |            |
| 賃借料     | 操業後の事業所の建物の賃借料(敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く)   | 2年度以内  | 左記に掲げる経費に2分の1を乗じた額<br>ただし、北部地域は3分の2を乗じた額 | 3,500千円/年度 |
| 通信回線使用料 | 操業後のインターネットの通信回線使用料(インターネット接続サービスの利用に係る経費および専用回線使用料で回線導入に当たって必要な初期費用および資産となるものを除く) |        |  | 1,000千円/年度 |

注1 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。

注2 補助金額は、千円未満を切り捨てる。